

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>（軽微な作業） 第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 次に掲げる作業以外の作業 イ 電線相互を接続する作業（電気さくの電線を接続するものを除く。） ロ がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。）を取り付ける作業 ハ、ニ又（略） ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業 ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器（電気さく用電源装置を除く。）に電線を接続する作業 二（略） 2（略）</p>	<p>（軽微な作業） 第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 次に掲げる作業以外の作業 イ 電線相互を接続する作業 ロ がいしに電線を取り付ける作業 ハ、ニ又（略） ル 接地線を自家用電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業 ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器に電線を接続する作業 二（略） 2（略）</p>